



発行 東京都

目次

告示

- 土地区画整理事業の事業計画の変更(二件)……………一
- …(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定の変更(二件)……………一
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………一
- 建築基準法による道路の指定……………二
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定……………二
- …(同)……………二
- 建築基準法による道路の指定の取消し……………三
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………三
- 建築基準法による道路の指定の変更……………三
- …(同)……………三
- 建築基準法による意見の聴取……………三
- …(同)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………四
- …(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………五
- …(同)……………五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………六
- …(同)……………六
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………七
- …(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………七
- 河川保全区域の指定……………七
- …(建設局河川部指導調整課)……………七

告示(下水)

公 告

- 下水を排除及び処理すべき区域等……………九
- 特定非営利活動法人の認定……………九
- …(生活文化局都民生活部管理法人課)……………九
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………九
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(三件)……………一〇
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)……………一〇
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定(下水道局)……………三

告 示

●東京都告示第八百四十五号

東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業

二 事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成六年七月十一日

四 事業施行期間

平成六年七月十一日から平成三十年三月三十一日まで

五 変更の内容

事業施行期間を平成三十二年三月三十一日まで延長する。

六 変更の年月日

平成二十九年五月十一日

●東京都告示第八百四十六号

東京都市計画事業篠崎駅東部土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業篠崎駅東部土地区画整理事業

二 事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成七年五月二十四日

四 事業施行期間

平成七年五月二十四日から平成三十年三月三十一日まで

五 変更の年月日

平成二十九年五月十一日

●東京都告示第八百四十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」)

という。) 第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の面積(単位平方メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路  
平成二十九 昭島市美堀町 廃止面積  
年四月五日 一丁目四千五 二七・三七  
十一番三百六 路の一部

●東京都告示第八百四十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号  
平成二十九 昭島市美堀町 延長  
年四月五日 一丁目四千五 四・一二

の規定による道路

十一番四百十 幅員  
三及び同番五 四・〇〇  
百十一

●東京都告示第八百四十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路  
平成二十九 小金井市梶野 延長  
年四月十日 町五丁目千七 二六・七八  
十六番三、同 一一一・九四  
番八、同番十 幅員  
七、同番二十 六・〇〇  
四、同番七十 一六・〇〇  
七、同番百二

七、同番百七 及び千七十七  
番八の各一部、  
同番八地先並  
びに同番二十、  
同番二十二か  
ら同番二十七  
まで、同番二  
十九、千七十  
八番二及び同  
番三の各一部、  
同番三地先並

●東京都告示第八百五十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路  
平成二十九 稲城市大字東 延長  
年四月十九 長沼字五号千 三四・八九  
五百三十一番 幅員  
七及び千五百 五・〇〇  
三十二番一の 一部

●東京都告示第八百五十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第二項の規定による道路の指定を次

びに同番四及び同番五の各一部、同番六並びに同番七、同番八、千八十番六、同番八、同番三十一及び同番四十一の各一部

のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

平成二十九年三月十三日

狛江市猪方二丁目六百九十番二、同番三の一部、同番七の一部、同番九の一部、同番十三、六百九十七番の一部、六百九十八番の一部、六百九十九番一の一部、同番二の一部、七百一番一の一部、同番二の一部、同番五の一部、七百二番六の一部、同番七の一部、七百四番一の一部、七百五番一の一部、七百六番の一部及び七百一番五地先から七百六番地先まで

●東京都告示第八百五十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

平成二十九年三月三十一日

稲城市大字矢野口字宿千四十四番、千四十三番一、千四十四番二及び千四十五番二(現状、道の形状をなしている部分の幅員)

●東京都告示第八百五十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十九年五月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 公聴会を行う日時

平成二十九年五月十九日(金曜日)午後二時三十分から

二 公聴会を行う場所

坂浜コミュニティ防災センター二階和室  
稲城市坂浜九百七十四番地

三 書面の提出先

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当(東京都立川合同庁舎二階)  
立川市錦町四丁目六番三号  
電話〇四二(五四八)二〇五六

四 公聴会を行う理由

次の建築許可をするため

建築主住 稲城市矢野口四千十五番地一  
所氏名 株式会社よみうりランド 代表取締役社長  
上村 武志

建築敷地 稲城市矢野口三千三百七十六番地一ほか  
地域地区 第一種低層住居専用地域  
等

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別  
及び用途  
ゴルフ場(クラブハウスほか)

増築  
ゴルフ場(コース管理事務所棟及び機械倉庫・機械整備棟)

敷地面積  
約一、三六九、九六四平方メートル

増減なし

建築面積  
約八、一〇四平方メートル

約一、一三六平方メートル  
(合計約九、二四〇平方メートル)

延べ面積  
約九、四三〇平方メートル

約一、〇七六平方メートル  
(合計約一〇、五〇六平方メートル)

構造及び階数

鉄筋コンクリート造  
地上三階ほか

鉄骨造  
地上二階

高さ

一四・八メートル

六・一メートル

適用条文

建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第八百五十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

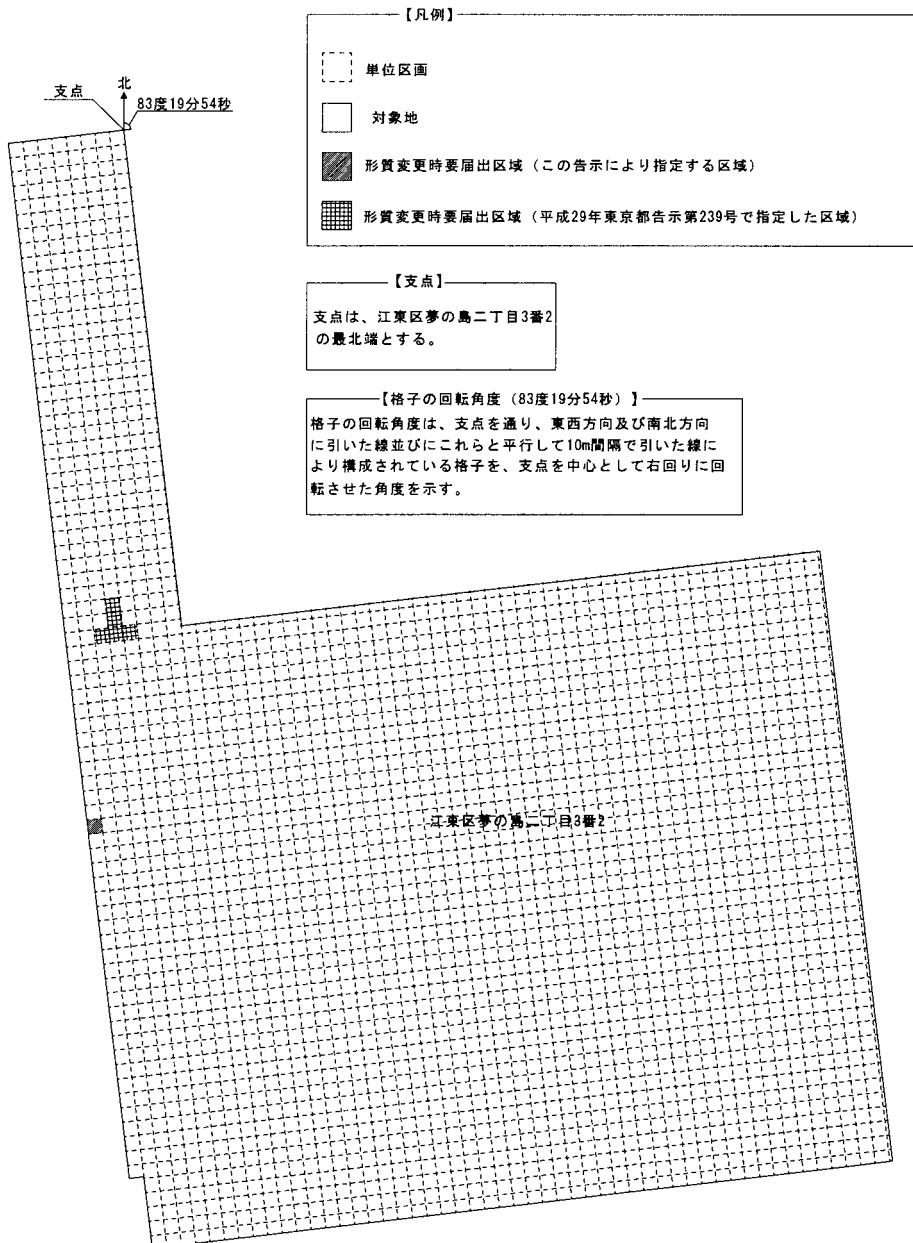
平成二十九年五月十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区夢の島二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



●東京都告示第八百五十五号

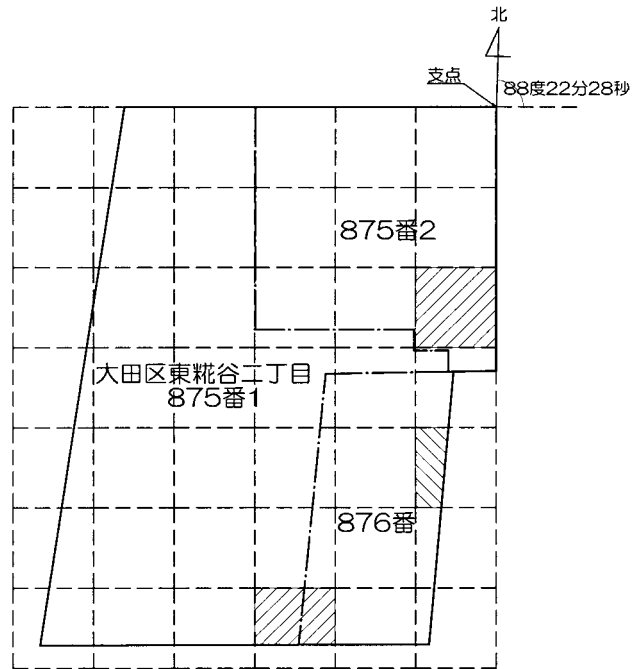
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第九百七十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区東糀谷二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡 例	
	敷地境界
	隣接境界
	単位区画
	形質変更時要届出区域
	指定を解除する区域

【支点】  
支点は、大田区東糀谷二丁目875番2の最北端とする。

【格子の回転角度（88度22分28秒）】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百五十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第四百六十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十一日

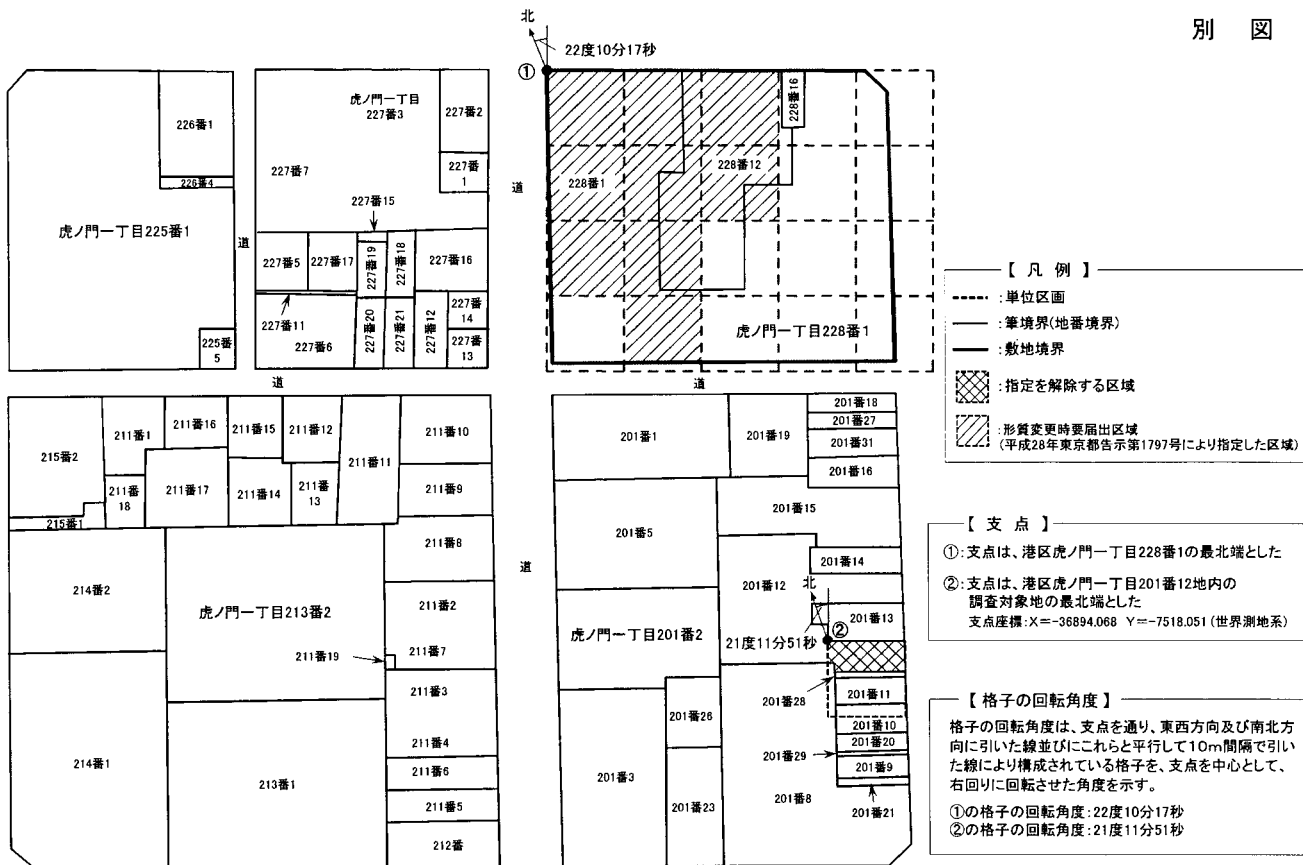
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区虎ノ門一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



●東京都告示第八百五十七号  
 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京芸能人国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十一日  
 東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項  
 組合の地区に係る事項

二 変更内容  
 組合の地区に静岡県浜松市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日  
 平成二十九年四月七日

●東京都告示第八百五十八号  
 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第五十四條第一項の規定に基づき、河川保全区域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、平成二十九年五月十一日から起算して二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十一日  
 東京都知事 小 池 百合子

一 河川の名称  
 荒川水系一級河川隅田川

二 指定する区域(別図のとおり)



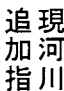
足立区千住桜木一丁目三十三番一地内  
 同 所三十五番八地内

案内図



別図

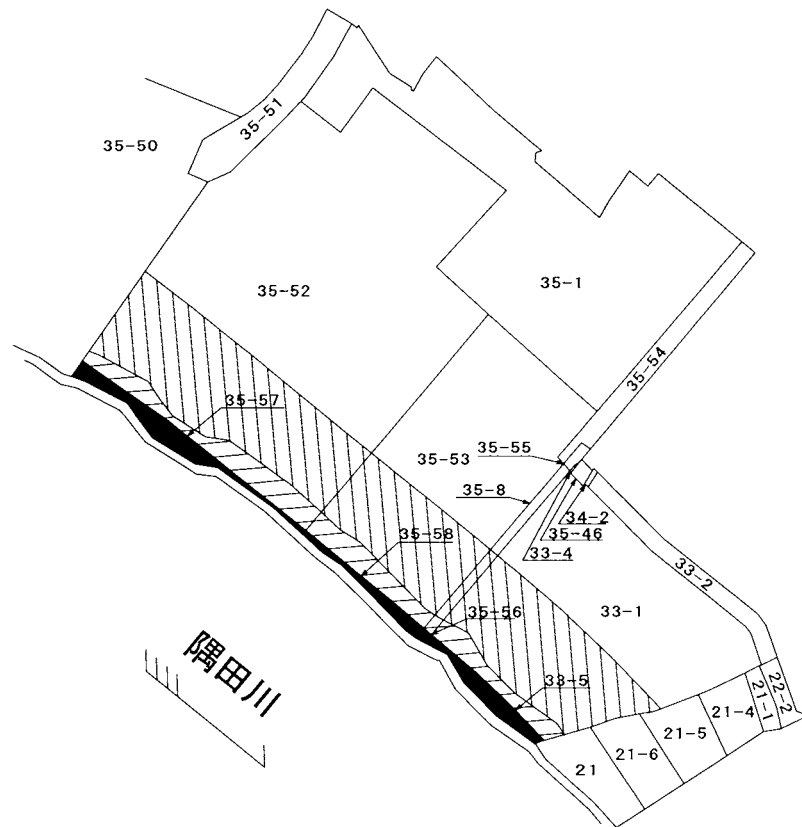
足立区千住桜木一丁目地内

 新河川区域  
 現河川保全区域  
 追加指定する河川保全区域

同 所同 番五十二地内

同

同 所同 番五十三地内





告示(下水)

●東京都下水道局告示第四号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、西部第一下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十一日

東京都下水道局長 石原清次

- 一 供用及び処理開始年月日 平成二十九年五月十九日
- 二 下水を排除及び処理すべき区域 別表のとおり
- 三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先
- 四 分流式又は合流式の別 合流式
- 五 終末処理場の位置及び名称 大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

街区符号又は地番

区名	町名	全部告示区域
杉並区	上高井戸一丁目	九番
同区	上高井戸二丁目	五番及び六番
同区	下高井戸一丁目	十四番

公告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年五月十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 名称 特定非営利活動法人おやじ日本
- 二 代表者の氏名 竹花豊
- 三 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区宇田川町五番二号 渋谷区役所神南分庁舎三階
- 四 認定の有効期間 平成二十九年四月五日から平成三十四年四月四日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年五月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 金子博 住所及び氏名
- 日野市平山六丁目十番七、同 新宿区高田馬場三丁目四十

番八及び同番二十一

六番二十五号 アイデイホーム株式会社 代表取締役 久林 欣也

国立市谷保七丁目二番六

東大和市上北台一丁目四番地の十七 株式会社クライスコーパーション 代表取締役 丸身 忠

羽村市五ノ神一丁目十四番十三及び同番十四

福生市加美平二丁目十四番一号 株式会社山一建設 代表取締役 山野井 優

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年五月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 金子博 住所及び氏名
- 調布市緑ヶ丘二丁目四十五番二の二及び同番三 調布市緑ヶ丘二丁目四十四番地の一 宍戸 武男

- 多摩市一ノ宮一丁目三十六番五から同番八まで 山梨県上野原市上野原二十六番地 株式会社角屋ハウジング 代表取締役 秦 孝延

- 東久留米市南町三丁目百四十三番十八及び千八百五十二番一 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史

- 調布市多摩川四丁目七番一か 武蔵野市境二丁目二番二号

ら同番三まで

株式会社飯田産業  
代表取締役 兼井 雅史

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年五月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

平成二十九年五月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名  
キャロットタワー
- 二 店舗所在地  
世田谷区太子堂四丁目一番一号
- 三 設置者名  
東京急行電鉄株式会社ほか二十一  
名
- 四 設置者住所  
渋谷区南平台町五番六号ほか
- 五 変更を行った設置者名  
東京急行電鉄株式会社ほか三名
- 六 変更前の設置者住所  
世田谷区上馬一丁目二十番六号ほか
- 七 変更後の設置者住所  
世田谷区駒沢二丁目二十一番四号

所 ほか

八 変更前の設置者の代表者名  
越村 敏昭ほか

九 変更後の設置者の代表者名  
野本 弘文ほか

十 変更前の小売業者の氏名又は名称  
株式会社東急ストアほか六名

十一 変更後の小売業者の氏名又は名称  
株式会社東急ストアほか五名

十二 変更を行った小売業者の氏名又は名称  
株式会社東急ストアほか一名

十三 変更前の小売業者の住所  
世田谷区太子堂二丁目二十一番九号（有限会社きぬたや）

十四 変更後の小売業者の住所  
世田谷区太子堂四丁目一番一号（有限会社きぬたや）

十五 変更前の小売業者の代表者名  
高橋 一郎（株式会社東急ストア）ほか

十六 変更後の小売業者の代表者名  
須田 清（株式会社東急ストア）ほか

十七 変更日  
平成二十七年八月三十一日ほか

十八 届出日  
平成二十九年四月十九日

十九 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

二十 縦覧期間  
平成二十九年五月十一日から同年九月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

二十一 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名  
西富久地区市街地再開発事業商業施設計画

二 店舗所在地  
新宿区富久町十七番二号ほか

三 設置者名  
芙蓉総合リース株式会社ほか四名  
千代田区三崎町三丁目三番二十三号ほか

四 設置者住所  
株式会社日本王乳センターほか七名

五 変更前の小売業者の氏名又は名称  
株式会社日本王乳センターほか七名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称  
株式会社日本王乳センターほか七名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称  
株式会社セブンイレブン・ジャパンほか一名

八 変更前の小売業者の代表者名  
井阪 隆一（株式会社セブンイレブン・ジャパン）ほか

九 変更後の小売業者の代表者名  
古屋 一樹（株式会社セブンイレブン・ジャパン）ほか

十 変更日  
平成二十九年三月一日ほか

十一 届出日  
平成二十九年四月二十一日

十二 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十三 縦覧期間  
平成二十九年五月十一日から同年九月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十四 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年五月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成二十九年五月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 キャロットタワー

二 店舗所在地 世田谷区太子堂四丁目一番一号

三 設置者名 東京急行電鉄株式会社ほか二十一名

四 設置者住所 渋谷区南平台町五番六号ほか

五 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 四百八十七台

六 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗内ほか 四百八十七台

七 変更前の開店時刻 午前十時。ただし、年間二百四十日に限り一部店舗のみ午前九時。

八 変更後の開店時刻 午前七時ほか

九 変更前の閉店時刻 翌午前四時ほか

十 変更後の閉店時刻 翌午前四時ほか

十一 変更前の来客が駐車場を利用することができるとする時間帯 午前九時五十分から午後十一時まで。ただし、年間二百四十日に限り午前八時五十分から午後十一時まで。

十二 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前一時三十分まで

十三 変更日 平成二十九年五月一日ほか

十四 届出日 平成二十九年四月十九日

十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十六 縦覧期間 平成二十九年五月十一日から同年九月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年五月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成二十九年五月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 マルエツ新糎谷店

二 店舗所在地 大田区萩中二丁目十二番五号

三 設置者名 全国共済農業協同組合連合会

四 設置者住所 千代田区平河町二丁目七番九号J A 共済ビル

五 変更前の閉店時刻 午後九時

六 変更後の閉店時刻 午後十時

七 変更前の来客が駐車場を利用することができるとする時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで

八 変更後の来客が駐車場を利用することができるとする時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで

九 変更日 平成二十九年五月三日

十 届出日 平成二十九年四月十二日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十二 縦覧期間 平成二十九年五月十一日から同年九月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

平成二十九年五月十一日

東京都下水道局長 石原清次

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五四一〇	株式会社 MJサポ ート	丸山 洋平	足立区谷中四丁目十八番九号 パークコート二〇四号室
五四一一	株式会社 プラミン グ	伊藤 浩道	足立区花畑四丁目三十番十七号
五四一二	株式会社 新光工業	吉澤 俊輔	足立区皿沼一丁目五番六号
五四一三	株式会社 ニチリ	井上 敬義	中野区中央一丁目二十七番八号 第五Nビル一階

二 指定年月日  
平成二十九年四月二十七日

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

